

学校法人新潟科学技術学園科学研究費助成事業による共用設備の購入等に関する取扱細則

制 定 平成 26 年 7 月 1 日

最新改正 令和 4 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、学校法人新潟科学技術学園科学研究費助成事業経理事務取扱規程（以下「科研費取扱規程」という。）第 5 条第 2 項に基づき、学校法人新潟科学技術学園が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校（以下「大学等」という。）における複数の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の直接経費による共用設備の購入等に関する必要な事項を定める。

(共用設備の定義)

第 2 条 この細則に基づく「共用設備」とは、複数の科研費（研究課題）において共同して利用する設備で、共用することにより、科研費の効率的な使用が見込まれるものをいう。

2 共用設備は、原則として耐用年数が 1 年以上で 1 組又は 1 個の単価が 10 万円以上の設備を対象とするが、大学等の学長又は校長（以下「学長等」という。）が必要と認めた場合は、この限りではない。

(共用設備を購入することができる者)

第 3 条 共用設備を購入することができる者は、大学等に所属する研究代表者又は研究分担者で、当該共用設備の購入に必要な科研費（直接経費）の負担が可能な者（以下「共用設備購入者」という。）とする。

2 前項に該当する者であっても、共用設備の購入時点で他の研究機関に異動が予定されている者については、共用設備購入者に加えることはできない。

(共用設備の購入手続き)

第 4 条 共用設備の購入にあたっては、共用設備購入者のうち 1 名を共用設備購入代表者として定めなければならない。

2 共用設備購入代表者は、事前に「共用設備購入申請書（科学研究費助成事業用）」（第 1 号様式）を作成し、大学等の学長等に提出しなければならない。

3 共用設備購入者のうち、研究代表者が大学等以外の研究機関に所属している者は、「承諾書」（第 2 号様式）を作成し、当該研究代表者から事前承認を得なければならない。

(各共用設備購入者の負担割合)

第 5 条 各共用設備購入者の負担割合は、原則として、使用割合（見込）により按分した額としなければならない。

(支出年度)

第6条 共用設備購入のための科研費（直接経費）の支出年度は、全共用設備購入者が当該共用設備を利用する年度で、かつ、同一の年度としなければならない。

(共用設備の寄付)

第7条 共用設備購入代表者は、科研費取扱規程第5条第1項の規定に基づき、購入した共用設備を所属する大学等に寄付しなければならない。

(共用設備の返還)

第8条 科研費取扱規程第5条第2項の規定にかかわらず、原則として共用設備購入者が大学等以外の研究機関に所属することとなった場合でも、当該共用設備購入者への共用設備の返還は行わない。ただし、共用設備購入者全員が同意した場合は、この限りではない。

(改廃)

第9条 この細則に定めるもののほか、科研費による共用設備の購入等に関し必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則

この取扱要領は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月1日から施行する。